

《 論 説 》

ドイツにおける民事訴訟手続のデジタル化について

清水 宏

一 はじめに

一般に、裁判制度の理想として、公平および適正に加えて、迅速および訴訟経済（廉価）が挙げられる。これらの内、後二者の実現については、事件を担当する裁判官による適切な訴訟指揮や、それに対する当事者および訴訟代理人の協力や努力といった人的な側面に大きく依存している。

もともと、それと同時に、物的な側面、すなわち、裁判所の施設や裁判手続に関して利用できる機器の整備ということもそれらの実現に寄与している。たとえば、法規によるものではないが、かつて手書きで行われていた書面の作成に関して、ワードプロセッサを利用することが普及したことは少なからぬ影響を与えているものと思われる。また、ファクシミリの利用〔民事訴訟規則（以下、「規則」とする。）3条〕は、特に当事者間での準備書面の直送（規則3条）や書面による釈明権の行使に関して、書面の受渡しの効率化に寄与しているといえよう。そして、法によるものとしては、平成8年民事訴訟法改正による弁論準備手続および書面による準備手続における電話会議システムの利用〔民事訴訟法（以下、「法」とする。）170条3項、176条3項〕、証人尋問におけるテレビ会議システムの導入（法204条、規則123条）や、平成15年民事訴訟法改正による鑑定人質問におけるテレビ会議システムの導入（法215条の3、規則132条の5）、さらには、平成16年改正による督促手続のオンライン化（法397条以下）や一般的なオンライン申立てを可能にすること（法132の10）などが挙げられる⁽¹⁾。

このように、技術の進展、わけても通信技術のそれに伴い、日本の民事訴訟手続もいわゆる「IT化」が進展してきた。しかしながら、実際には、弁論準備手続に置ける電話会議システムやオンライン督促手続が比較的使用されたものの、他の手続はほとんど利用されなかった⁽²⁾。特にオンライン申立てに関しては、札幌地裁で実証実験まで行われたにもかかわらず、法律で委任された最高裁判所規則も制定されず、実際に利用された件数も数えることのできる程度にとどまり⁽³⁾、全く進展が見られていない。

もちろん、日本が全体としてこの問題に関心であったわけではない。たとえば、桐蔭横浜大学の笠原毅彦教授はかなり早い段階からインターネットの普及による民事訴訟手続の全体にわたるIT化を見越して「サイバーコート」と称する実証実験を行っていた⁽⁴⁾。また、その研究成果を継承して、九州大学において川嶋四郎教授らを中心とした、「法律サービスにおけるICT活用推進に向けた調査研究」でも、インターネットを用いた遠隔審理、書面の提出等の電子化、訴訟進行管理の電子化等について検証する実証実験が行われた⁽⁵⁾。これらの先駆的な研究は、現在の日本における法制度改革に大きな影響を与えているものと思われるが、当時としては立法作業を開始させる原動力とまではならなかった。

そうした中で転機となったと思われるのは、世界銀行が作成する各国のビジネス環境に関する資料である“Doing Business”の2017年版で日本の司法手続のIT化に関して厳しい評価がなされたことであった⁽⁶⁾。特に、日本は世界銀行

(1) 日本の民事訴訟のIT化の現状に関して、民事訴訟法および民事訴訟規則の規定を解説したものととして、福田剛久「民事訴訟のIT化」(法曹会、2019年)95-138頁などがある。

(2) 山本和彦「民事司法のIT化の総論的検討」法時91巻6号5頁。

(3) 福田前掲注1・122頁など。

(4) サイバーコートに関しては、「ネットワークと法の中心的課題(19)民事訴訟のIT化とその課題」判タ1127号82頁以下など笠原教授の一連の論稿を参照。

(5) これについては、川嶋四郎「『民事訴訟のICT化』に向けた実証実験の概説—利用者の目線から『民事訴訟のICT化』の実践的な構想を目指して」同志社法学398号138-334頁など一連の論稿を参照。

が毎年発表するビジネス環境ランキングにおいて OECD 加盟国で3位以内に入ることを目標としているところ、たとえば、2018年度のランキングでは、日本の順位は35か国中24位にとどまっている⁽⁷⁾。これに対して、シンガポール⁽⁸⁾、韓国⁽⁹⁾など他のアジア諸国では仲裁手続なども含めた民事手続においてIT化が進展している。そうしたこともあって、2017年6月に閣議決定された「未来投資戦略2017」において、裁判手続のIT化を推進する法策について速やかに検討し、結論を得るものとされ、これを受けて同年10月に内閣官房に「裁判手続等のIT化検討会」が設置され、2018年4月には、e提出（e-filing）、e法廷（e-court）、e事件管理（e-management）の実現を提言する報告書が公表された⁽¹⁰⁾。そして、その報告を受けて、2018年7月以降、商事法務研究会において「民事裁判手続等IT化研究会」が開催され⁽¹¹⁾、法制上の論点の検討および外国法の調査等が行われ、さらに、2019年12月にはその報告書がまとめられている⁽¹²⁾。

-
- (6) これに関して日本の評価を分析して紹介したのとして、杉本純子「司法の国際発信に向けて残された課題と展望—世界銀行 *Doing Business* における我が国の評価を参考に」ひろば71巻8号51頁がある。それによると、電子管理ツールの有無等を含む「事件管理」の部門や、電子申立て・電子送達等を含む「裁判の自動化」の部門で極めて低い評価がなされている。山本和彦「民事裁判のIT化」ジュリ1543号63頁。
- (7) 杉本純子「民事裁判手続のIT化」法教460号51頁。
- (8) シンガポールの状況については、たとえば、川嶋四郎「司法へのユビキタス・アクセス」の一潮流—シンガポール裁判所の21世紀—伊藤眞＝上野泰男＝加藤哲夫編『民事手続における法と実践』（成文堂、2014年）21-40頁、福田前掲注1・71-76頁、本田正男「シンガポールにおける司法のIT化事情」自正69巻11号32-34頁など参照。
- (9) 韓国の状況については、福田前掲注1・60-71頁、新阜直茂「韓国における裁判手続のIT化の実情について」自正69巻11号26-31頁など参照。
- (10) 報告書の概要については、山本和彦「訴訟手続のIT化の意義・具体像と司法書士への期待」市民と法112号65頁以下、日下部真治＝平岡敦「内閣官房「IT化検討会」の取りまとめの内容と論点」自正69巻11号13-25頁、福田前掲注1・3-8頁、杉本前掲注7・52-56頁、日本司法書士連合会編「裁判IT化がわかる！」（中央経済社、2020年）など参照。
- (11) 山本前掲注10・65頁、堂蘭幹一郎「民事裁判手続のIT化をめぐる動向と課題」NBL1137号22頁。
- (12) この報告書の概要については、「民事裁判手続等IT化研究会報告書」NBL1162号11頁以下、山本前掲注10・65-68頁など参照。

なお、こうした検討の実現であるが、既に2020年2月ごろから知的財産高等裁判所および高等裁判所所在地にある地方裁判所（東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松）において、また、同年5月ごろから横浜、さいたま、千葉、京都および神戸の地方裁判所において、ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の新たな運用が前倒的に始められている⁽¹³⁾。そして、民事訴訟法の改正に関しては、2020年2月に法制審議会への諮問がなされたことを受けて検討が行われており、早ければ2022年には国会に民事訴訟法の改正案が提出されるものと予想されている⁽¹⁴⁾。

以上のような日本における民事訴訟のIT化に向けた動きに鑑み、本稿では、既にデジタル化が大きく進展しているドイツの制度の概要を簡単に紹介⁽¹⁵⁾するとともに、その将来的な方向性等について少しばかりの考察を加えるものとする。

二 ドイツにおける民事訴訟手続のデジタル化

1. 立法と導入スケジュール⁽¹⁶⁾

ドイツにおける民事訴訟手続の電子化については、既に2001年7月13日の民事訴訟法改正により、当事者の作成する文書を電子的形式に置き換え得ること〔ドイツ民事訴訟法（以下、ZPOとする。）130a条〕、裁判所の作成する文書を電子的に記載できること（ZPO130b条）、そしてすべての文書を電子的に送達できることとされた⁽¹⁷⁾。また、2008年12月1日に督促申立てのための電子的形式も定められた（ZPO702条2項2文）。もっとも、大きな展開を始めたのは、

(13) これについては、富澤賢一郎＝林雅子＝水木淳「ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の新たな運用の開始について」NBL1159号4-5頁など参照。

(14) 山本前掲注10・68頁。

(15) ドイツにおけるデジタル化の紹介については、福田前掲注1・47-60頁などに詳細な紹介と分析がなされており、本稿は屋上屋を重ねることになるかもしれない。

(16) Vgl. Nicola Preuß, ZJP 129, 421-425.

(17) Vgl. Vgl. Natter/ Haßel, NZA 2017, 1017-1018, Rosenberg/ Schwab/ Gottwald, ZPO ZPR 18 Aufl. S.122.

2013年10月10日の裁判所での電子的な法的コミュニケーションの促進に関する法律 (Gesetzes zur Förderung des elektronischen Rechtsverkehrs mit den Gerichten vom 10.10.2013) により、段階的な導入への具体的な工程表が定められたことによるものであった。すなわち、2018年1月1日以降、裁判所は、刑事事件は例外として、電子的な法的コミュニケーションの利用を開始しなければならないとされた⁽¹⁸⁾。このことは特に弁護士に対して電子文書の送達のための確実な伝達手段を採用するべきとする、言わば受動的利用義務を課すこととなった⁽¹⁹⁾。そして、2022年1月1日以降、裁判所および弁護士は、電子的な法的コミュニケーションを利用しなければならないことになる (積極的利用義務)。そのため、各州に対しては、法規命令によって2020年1月1日または2021年1月1日までに準備を整えることが命じられている⁽²⁰⁾。

2. 電子文書の利用

当事者は、準備書面およびその添付文書、書面で提出される申立ておよび当事者の陳述、並びに書面で提出される情報、供述、鑑定意見、証言、第三者の陳述を電子文書として裁判所に提出することができる (ZPO130a 条 1 項)⁽²¹⁾。既に連邦通常裁判所においては2001年に導入されているが、全面的な導入は2026年1月1日以降とされている⁽²²⁾。

また、弁護士、官庁、または公法人等の提出する準備書面およびその添付書面並びに書面で提出すべき申立てと陳述は、電子文書として送付しなければならないとされている (ZPO130d 1 文)。これによって、電子文書への完全な移

(18) ただし、実際には2年延期され、2020年1月1日となった。Preuß, ZPZ 129, 425.

(19) Vgl. Natter/ Haßel, NZA 2017, 1017, usw.

(20) たとえば、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の労働裁判所では、2020年1月1日から、全面的に電子的な法的コミュニケーションの利用に移行している。Vgl. Schafhausen, ArbRAktuell 2019, 608.

(21) もちろん、このことによって準備書面等がその性格を失うことはない。Vgl. Baumbach/ lauterbuch / Albers/ Hartmann, ZPO 77Auf. S.705.

(22) Vgl. Natter/ Haßel, NZA 2017, 1017.

行が促進されている。もっとも、技術的な理由から一時的に、電子文書ないしは電子的な法的コミュニケーションを利用できない場合は、通常の紙媒体の書面を利用することもできる（ZPO130d 2 文）⁽²³⁾。

電子文書は裁判所による処理にとって適切なものでなければならず（ZPO130a 条 2 項）、適格電子署名または作成者が署名した上で確実な送付方法⁽²⁴⁾によって提出されなければならない（ZPO130a 条 3 項）⁽²⁵⁾。この適格電子署名は手書きによる署名と同一の法的効力を有するものとされる⁽²⁶⁾。

電子文書のフォーマットについては、ドイツ連邦参議院の承認を得て連邦司法消費者保護省が定める法規命令によって、電子文書に含まれる情報の全部または一部を機械で判読することのできる構造化された形式⁽²⁷⁾のものとなされ、そのためにインターネットの通信プラットフォームが利用できるように準備されることとなっている（ZPO130c 1 文・2 文）⁽²⁸⁾。

電子文書は、裁判所における受信設備に保存された時点で提出されたことになり、送信者である提出者に対しては提出時刻が自動的に通知される（ZPO130a 条 5 項）。

当事者から提出された電子文書が裁判所における処理に適さない場合、裁判所から遅滞なく、電子文書の提出が無効である旨の通知がなされることになる

(23) ただし、この場合も、紙媒体の利用はあくまでも代替措置であって、後に改めて電子文書を提出しなければならない。Vgl. Baumbach/ lauterbuch / Albers/ Hartmann, ZPO 77Auf. S.715.

(24) ZPO130a 条 4 項により、確実な送付方法として、De メールアドレスの私書箱または配信サービス、連邦弁護士法31a 条による特別な弁護士私書箱間、または、相応する法律上の基礎の上に設定された電子私書箱と裁判所の電子的郵便課との間での送付方法、官庁および公法人の私書箱と裁判所の電子郵便課との間での送付方法、その他の連邦で統一された送付方法が定められている。

(25) 後者の「作成者による署名と確実な送付」はあくまでも予備的な方法であり、原則としては適格電子署名が求められる。Vgl. Baumbach/ lauterbuch / Albers/ Hartmann, ZPO 77Auf. S.712-713.

(26) Vgl. Baumbach/ lauterbuch / Albers/ Hartmann, ZPO 77Auf. S. 713.

(27) デジタル化に対応した事実主張の構造に関しては、Preuß, ZJP 129, 450-454.

(28) 裁判所との電子的な法的コミュニケーションを、段階的に可能かつ容易なものとするのが図られている。Vgl. Baumbach/ lauterbuch / Albers/ Hartmann, ZPO 77Auf. § 130c S.714.

（ZPO130a 条 6 項 1 文）。この点については、裁判所は、電子文書の提出に係る法律その他技術的条件等について釈明権を行使しなければならない⁽²⁹⁾。この文書は、送信者がそれを遅滞なく裁判所にとって処理に適切な形式で後に提出し、それが最初に提出された文書と内容的に一致することを疎明した場合、最初の提出の時点で提出されたものとして扱われる（ZPO130a 条 6 項 2 文）。

さらに、判決書、決定書、命令書等、裁判官等が署名して作成すべきものとされている文書も電子文書とすることができる（ZPO130b 条 1 文）。もっとも、最初から電子的に作成されたものに限らず、手書きで署名された書面をスキャナーで読み取ることによって電子文書にしたものでも構わないとされている（同 2 文）。そして、とりわけ、判決書の送達は、認証された電子的な写しを電子的に送達する方法で行われ（ZPO169 条 4 項）、その場合、裁判所の電子文書として存在する判決がまるで原本であるかのように電子的に送達される⁽³⁰⁾。

3. 電子的な方法による送付

弁護士、公証人、執行官、税理士またはその職業に基づき高度の信頼性が付与されるその他の者、官庁、団体⁽³¹⁾、もしくは公共施設に対しては、電子的な方法で受領証と引換えに書面を送付することができる（ZPO174 条 1 項・3 項）すなわち、送付された「書面」が電子的な記録媒体に保存されることになっていれば、電子的な方法でも送付することができる。

もっとも、この送付については、単なる通常の電子メールを利用して行うことはできない⁽³²⁾。すなわち、電子文書は ZPO130a 条の定める確実な方法で送付しなければならない（ZPO174 条 3 項 3 文）。そのため、送信は将来的に大半が特別な電子的弁護私書箱で行われることになるとの予測がなされている⁽³³⁾。

(29) Vgl. Baumbach/ lauterbuch / Albers/ Hartmann, ZPO 77Auf. S.713-714.

(30) Vgl. Preuß, ZJP 129, 442.

(31) Vgl. Natter/ Haßel, NZA 2017, 1023-1025.

(32) Vgl. Rosenberg/ Schwab/ Gottwald, ZPR 18 Auf. S.416.

(33) Vgl. Rosenberg/ Schwab/ Gottwald, ZPR 18 Auf. S.416.

受取人となり得るのは、受取証と引き換えに送達されうる個人だけではなく、この送付方法に明確に同意した他の手続関係者もそうである（ZPO174条3項1文2文）。そして、受領証も、裁判所で処理が可能な機械で判読可能で構造化されたデータファイルの形式を利用しなければならない（ZPO174条4項3文・4文）。

3. 電子文書形式の訴訟記録の取扱い

訴訟記録については、2026年1月1日以降電子文書とすることとなっている（ZPO298a条1a項1文）。現在のところは、電子的な処理が可能とされるにとどまっている（同条1項1文）。現在、紙媒体の書面の形式で存在している文書については、それをスキャナーで読み取ること等により電子文書化したものを、原本に代えて利用することが認められている（同条2項1文）。その場合、紙媒体形式の書面と電子文書とが、外観的にも内容的にも一致しなければならず（同条同項2文）、似ているということでは不十分である⁽³⁴⁾。

現在のところ、業務がデジタル化されている裁判所および弁護士事務所と、デジタル化されていないものが併存している。そこで、電子文書形式の訴訟記録を紙媒体の書面にして処理する必要がある場合には、やむを得ない⁽³⁵⁾ものとしてハードコピーを印刷することが認められている（ZPO298条1項1文）。ハードコピーを作成した場合、提出された電子文書の保存期間は6か月間である（ZPO298条4項）。

4. 証拠

(1) 検証

証拠方法としての電子文書は検証の対象であるとされる（ZPO371条1項2文）。すなわち、日本とは異なり、あらゆる種類の電子文書が書証の対象とな

(34) Vgl. Baumbach/ lauterbuch / Albers/ Hartmann, ZPO 77Auf. S.1374.

(35) Vgl. Baumbach/ lauterbuch / Albers/ Hartmann, ZPO 77Auf. S.1372.

るものではない。もっとも、後述するように、適格電子署名付きの電子文書に関しては、証明力について書証の規定（ZPO371a条）が適用される。

電子文書について検証を行う場合、データの提出または送付により行われる（ZPO371条1項2文）。裁判所は、提出された電子文書に関して、ハードコピーを作成するか否かを判断しなければならない⁽³⁶⁾。また、電子文書を相手方または第三者が占有する場合には、証拠申し出について書証に関する規定が適用され（同条2項）、電子文書に対する提出命令の発令を求めることもできる。

（2）電子文書の証拠力

①電子私文書

適格電子署名付きの電子私文書が提出される場合、私文書としての証拠価値に関する規定が準用される（ZPO371a条1項1文）。したがって、この文書についてはZPO416条に従い、当該適格電子署名の付された電子文書に係る署名鍵の所有者がその内容について陳述をしなければならない⁽³⁷⁾。そして、この文書の真正の推定は、作成者による内容の陳述に対する重大な疑いを理由あらしめる事実によってのみ反駁することができる（同2文）。自然人のみに割り当てられるDe-Mailアカウントによって発信された電子的な通知についても同様の適用がある（同条2項1文）。

②電子公文書

公的な官庁によりその職務権限の範囲内で、または、公証人によりその割り当てられた事務区域内で一定の形式で作成された電子文書は、公文書の証拠力に関する規定が準用される（ZPO371a条3項1文）。

③スキャナーで読み取られた公文書

公文書がスキャナーで読み取られ、官庁等によってその内容が原本と相違ないことを確認された場合、相応する公文書の証明力に関する規定の適用がある

(36) Vgl. Baumbach/ lauterbuch / Albers/ Hartmann, ZPO 77Auf. S.1627.

(37) Vgl. Rosenberg/ Schwab/ Gottwald, ZPR 18 Auf. S.723.

(ZPO371b 条)。したがって、規則通りに当該公文書をスキャナーで読み取った後は、証拠を損なうことなく紙媒体の文書を処分することができる⁽³⁸⁾。もっとも、この定めはスキャンされた私文書には適用がない。その限りにおいて自由な評価の余地がある。

(3) 電子封印および電子時間スタンプ

なお、国境を超える電子商取引を容易にするため、EU は2016年7月1日に法人に対して、電子封印および電子時間スタンプを導入した (eIDSA-VO (EU) Nr.910/ 2014)。電子封印は、法人により作成された文書ならびに封印に関連する文書及びデータの由来および来歴についての証拠として用いられる (35条2項 VO Nr.910/ 2014)。また、電子時間スタンプからは、日付および時刻の正確性並びにデータと関連する日付および時間の来歴が推定される (41条2項 VO Nr.910/ 2014)。

5. 督促手続

2008年12月1日以来、弁護士は督促申立てを機械で判読できる形式で提出しなければならないことになっている (ZPO702条2項2文)⁽³⁹⁾。申立ては、督促裁判所に適格電子署名 (130a 条1項2文) を付した確実な送付手段で (ZPO130a 条4項) 送付するか、あるいは記録媒体に保存し、署名のされた送り状を付して郵便で督促裁判所に送付される。このように、この手続は、ほとんど紙媒体を利用しないで行われる⁽⁴⁰⁾。

督促裁判所は、その判断も電子的に発令し送付する。申立てが、裁判所での電子的な処理に不適切であるとの理由を付して却下された場合、申立人はこれに対して異議を申し立てることができる (ZPO691条3項)。発令される支払督

(38) Vgl. Rosenberg/ Schwab/ Gottwald, ZPR 18 Aufl. S.723.

(39) そのため、裁判所はデータをスキャナーで読み取る必要もない。Vgl. Rosenberg/ Schwab/ Gottwald, ZPR 18 Aufl. S.1019.

(40) Vgl. Rosenberg/ Schwab/ Gottwald, ZPR 18 Aufl. S.1019.

促およびその執行決定には裁判官の署名は行われず、裁判所の封印が提供されるだけである（ZPO703b条1項）。従来の意味における記録も、まず利用されない。訴訟手続への移行に際しては、機械の作成した印刷物が訴訟記録の代わりに表示される（ZPO696条2項、697条5項2文）。

6. 電子印紙の利用

2020年1月1日よりたとえば、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州⁽⁴¹⁾では、裁判所および検察庁で電子印紙を支払手段として利用できることとなっている。費用の予納が必要とされる手続においても、このキャッシュレスの支払いが利用できる。この電子印紙はウェブ上の販売サイトで簡単に購入することができる。

三 デジタル化の実情について

1. 民事訴訟手続のデジタル化に対するドイツ人実務家の認識

ところで論者は、2019年4月1日から1年間、勤務している東洋大学法学部より研究休暇を頂き、ドイツ連邦共和国ハンブルク州ハンブルク市に所在する Bucerius Law School において、ドイツ民事訴訟法の研究を行った。その際、日本大学法学部の小田司教授から私法コース長であり、民事訴訟法および労働法を担当されている Matthias Jacobs 教授を紹介され、研究に関して指導を受けた。当初論者は、民事鑑定の研究をテーマとしていたところ、Jacobs 教授から民事訴訟手続のデジタル化のテーマを紹介され、わけてもドイツの労働裁判所における手続のデジタル化についても研究する機会を得た。そして、研究を行う中で論者が関心を持った点について Jacobs 教授と話し合う中で、Jacobs 教授の友人であるシュトゥットガルト地方労働裁判所の Eberhard Natter 所長およびハンブルク地方労働裁判所の Birgit Voßkühler 副所長に、非公式にアンケー

(41) その他、バーデン・ビュルテンベルク州、ニーダーザクセン州、およびノルトライン・ヴェストファーレン州でも利用できる。

ト形式で質問をする機会をつくっていただいた⁽⁴²⁾。そこで、以下には、論者の行った質問とそれに対する回答を掲げ、それに対する若干の考察を行うものとする。なお、回答内容との関係では Natter 所長を (N)、Voßkuhler 副所長を (V) と表示する。

質問 1：電子的な法的コミュニケーション (elektronischen Rechtsverkehr)⁽⁴³⁾の導入の主なメリットとしてはどのようなものがありますか。

- (N)：多くの機関がデジタル・コミュニケーションを可能としているところ、司法においてもそれを積極的に取り入れる点に重要性があります。デジタル・コミュニケーションは、たとえば、時間のかかる書類の郵送が不要となるため、コミュニケーションの簡素化と迅速化につながります。
- (V)：書面のプリントアウトや郵送の準備が不要となることで、事務作業の迅速化が図れます。また、郵送料に係る費用の削減も図れます。さらには、将来的な民事事件の電子的処理の拡大につながります。

質問 2：電子文書の導入は、裁判所の業務の負担を軽減していますか。

- (N)：少なくとも、中長期的にはそうとはいえません。なぜならば、電子文書の導入はすべての裁判所の業務の再構築につながるものであるにもかかわらず、電子的な文書提出方法を同時に導入していないと意味がないからです。たとえば、シュトゥットガルト労働地方裁判所では、約90%の事件で、提出された紙媒体の文書をスキャナーにかけて電子文書化しており、追加的なコストも発生しています。この切替えには時間がかかりま

(42) したがって、以下に記載した回答はすべて個人としての御意見であり、州ないしは裁判所などを代表してのものではない。

(43) 訳語について、福田前掲注 1・47頁以下では、森下博輝「司法の IT 化—ドイツの現状」法曹 800号35頁以下に倣い、「電子的法的交通手段」としているが、本稿では、意識的に「電子的な法的コミュニケーション」としてみた。誤訳ないしはニュアンスの取り違えがあれば、御指導を請いたい次第である。

すが、将来的には労務が軽減されることを期待しています。

- (V) : 電子文書の導入は裁判所における事務負担を軽減している。たとえば、訴訟記録を電子文書で作成することで文書を印刷して送付するコストが削減でき、また、電子的な送付の方が安心できる。

質問3 : 電子的な法的コミュニケーションは、ZPO495a 条以下に従った訴額 600ユーロを超えない事件についての手続にも適用されますか。

- (N) : 私の知る限り、すべての民事訴訟手続に適用されます (ただし、労働裁判所においてはこの種の手続はありません)。もっとも、この種の手続には自然人である当事者が関与することが多いところ、自然人の当事者は電子的な法的コミュニケーションをすることができるけれども、それが義務ではないことに注意する必要があります。
- (V) : ZPO495a 条は労働裁判所における事件には適用されません。

質問4 : あなたの裁判所では、裁判所内に設置した中央サーバーで電子的な法的コミュニケーションの運用を行っていますか、それとも、それを民間の業者に委託して行っていますか。

- (N) : バーデン・ヴュルテンベルク州では、裁判所内に設置した中央サーバーで運用しています。他の州についてはわかりません。
- (V) : 労働裁判所内に設置した中央サーバーで運用しています。

質問5 : ドイツ連邦共和国では、電子的な法的コミュニケーションに関して、統一的なソフトウェアを利用していますか。

- (N) : 電子的な法的コミュニケーションのためのソフトウェアと電子的な事件管理のためのソフトウェアは、両者が密接に関係しているけれども、厳密に区別する必要があります。電子的な法的コミュニケーションに関しては、裁判所と行政機関とで共通のソフトウェアを利用しています。裁判所に関して言えば、具体的には、連邦弁護士会の提供する特別な弁護

士私書箱（beA: Das besondere elektronische Anwaltspostfach）と呼ばれるソフトウェアを利用しています。これに対して、裁判所での電子的な事件管理、特に記録の保存に関しては、一般に、ノルトライン・ヴェストファーレン州の主導する 2 eA システム、バイエルン州の主導する eIP システム、およびバーデン・ヴュルテンベルク州の主導する eAS システムの 3 つの内、ひとつが利用されています⁽⁴⁴⁾。

- (V)：電子的な法的コミュニケーションについては統一されたソフトウェアを利用しています。しかし、電子的な記録保存に関しては、まだ開始されたばかりでそうではありません。将来的には個々の連邦州内では統一されるでしょうが、各連邦州は異なるソフトウェアを利用することになるかもしれません。

質問 6：2013年10月10日の電子的な法的コミュニケーションの促進に関する法律に従い、ある時期に、全国で完全に一律に電子的な法的コミュニケーションの利用への切替えが行われますか。それとも、なお一定の期間は、電子文書と紙媒体の文書との併用が行われますか。

- (N)：電子的な法的コミュニケーションは段階的に導入されており、2018年1月1日からは裁判所および弁護士会は、電子的な法的コミュニケーションを利用する状態を確立しなければなりません。そして、2022年1月1日以降、すべての法曹は電子的な法的コミュニケーションを積極的に利用しなければなりません。すなわち、この日以降は、紙媒体の書面を利用することはできません。このように、段階ごとに導入の日付が異なるにもかかわらず、バーテン・ヴュルテンベルク州では両者の併用を認めないこととしています。州内の各裁判所によって電子的な法的コミュニケーションをいつ導入するかは異なりますが、導入した後は、電子的な法的コミュニケーション以外は認められません。なお、別の州で

(44) Vgl. Natter/ Haßel, NZA 2017, 1018-1019.

は異なる取扱いがなされるようです。

(V) : 2022年1月1日以降、弁護士についてだけ電子的な法的コミュニケーションを利用する義務を負うことになります。

もっとも、労働裁判所においては、弁護士を利用する義務はなく、当事者は労働組合の代表者や使用者団体の代表者に訴訟代理を委任することも可能です。そこで、労働裁判所においては、当事者本人や労働組合の代表者等の代理人は、De-Mailを利用して電子的な書面の提出を行うことができます。もっとも、これは義務ではなく、実際にも利用されていません。私見としては、将来的に個人で電子的な法的コミュニケーションを行うための制度が整備されることを期待しています。もっとも、それが義務化されるにはまだ数年かかるでしょう。そういうわけで、当事者が弁護士に委任していない場合には、紙媒体の書面を郵送する必要がある、その文脈で電子文書と紙媒体の書面との併用は今後も続くでしょう。なお、ハンブルク地方労働裁判所における弁護士との関係についていえば、現在のところ過渡期にあり、弁護士によって電子的な法的コミュニケーションを行っている者もあれば、依然として紙媒体の書面でのみやり取りをしている者もいます。もっとも、2019年中にはすべての弁護士事務所との間で電子的な法的コミュニケーションへの切り替えを完了させる予定です。

質問7 : 区裁判所での手続のように、弁護士への委任が義務ではない場合に、当事者本人のみで訴訟を行う者にも電子的な法的コミュニケーションは義務付けられますか。

(N) : 既に別の質問に関して回答したように、電子的な法的コミュニケーションの利用は弁護士に対してのみ義務付けられます。弁護士に委任していない当事者については、電子的な法的コミュニケーションを利用することはできますが、利用が義務付けられるものではありません。

(V) : 弁護士に委任していない当事者は、電子的な法的コミュニケーションの

利用を義務付けられません。そうした当事者は自発的に De-Mail を利用することができますが、実際にはそれは難しいようです。

質問 8：裁判所に書面を提出する者が、電子的な法的コミュニケーションの利用義務に違反して、たとえば紙媒体の書面を提出した場合、裁判所は書面の提出方法の変更を命じるべきでしょうか。また、民事上の制裁を課すべきでしょうか。

(N)：電子的な法的コミュニケーション以外による提出は無効となります。裁判所は、法的に認められた形式での提出を行うよう促すべきです。

(V)：電子的な法的コミュニケーションの利用はまだ義務化されていないため、この点については決まっています。

質問 9：電子的な法的コミュニケーションの導入は、民事訴訟における弁論の変容をもたらすことになると思いますか。

(N)：電子的な法的コミュニケーションにおいては、構造化されたデータファイルの形式で行わなければならないため、弁論を行う者は、自らの弁論を所定の弁論の構造に従ってしなければならないことになります。もっとも、その内容はまだ具体的に明らかになっていません。

(V)：個人的には、電子的な法的コミュニケーションの利用によってではなく、提出された文書を電子文書に作り直すことで、書面の形式が変容するのではないかと推測しています。そのことで、結果として文書の標準化が生じることになるでしょう。もっとも、近い将来、口頭主義が書面主義になることはないでしょう（労働裁判所では厳格な口頭主義が採用されており、すべての事件で、原則として口頭弁論が実施されています。）。

質問 10：電子的な法的コミュニケーションを利用するため、区裁判所などで弁護士に委任する者が増加すると思いますか。

- (N) : そうは思いません。上述のように弁護士でない市民は将来も電子的な法的コミュニケーションを利用する義務を負いません。それゆえ、裁判所で本人訴訟をする場合、電子的な法的コミュニケーションを利用しない手続を行うことになるでしょう。
- (V) : 弁護士に委任していない当事者には電子的な法的コミュニケーションを利用する義務はないため、そうならないでしょう。

質問11 : 電子的な法的コミュニケーションを利用により、将来、法律で定められている書面の提出期間等が短縮される可能性があると思いますか。

- (N) : そうは思いません。期間の短縮については全く議論されていません。現在も様々な期間が設定されており、それらについて、いつもといってよいほど期限の延長の申立てがなされています。ただし、電子的な法的コミュニケーションの利用により、期限の延長の申立ては不要になるかもしれないと思います。
- (V) : むしろ、労働裁判所においては、今後も電子的な法的コミュニケーションを利用することのできない当事者が裁判手続に関与し続けるという観点からの期間の設定に対する改革が必要であると思います。

質問12 : ZPO139条による裁判官の期日外での釈明権行使は、電子的な法的コミュニケーションを利用して行われることになるでしょうか。

- (N) : 民事訴訟手続全体のデジタル化が進められているため、将来的には釈明権行使も電子的な法的コミュニケーションを利用して行われることになるでしょう。
- (V) : 裁判所と弁護士とのやり取りはすべて電子的な法的コミュニケーションを利用して行われることとなります。したがって、釈明権の行使についても適用されることになるでしょう。

質問13 : 法廷では、電子文書をどのような方法で閲覧することになるでしょう

か。

- (N)：バーデン・ヴュルテンベルク州では、州内のすべての法廷の壁に大型スクリーンが設置され、裁判官が自分のパソコンをそのスクリーンに接続して、裁判官および当事者が電子文書を閲覧することになります。
- (V)：電子文書は法廷のスクリーンに映し出されます。もっとも、いまだ多くの裁判所では法廷において紙媒体の書面が利用されており、全面的な電子文書化は2026年1月1日までに行うこととなっています。

質問14：将来的には文書証拠もすべてデジタル化されることになると思いますか。

- (N)：今後も一定の場合には、原本を参照する必要との関係で、紙媒体の書面が利用されるでしょう。たとえば、裁判所が、文書に発行者の真正な署名があるか否かを確認しなければならないような場合は、紙媒体の原本を利用することになるでしょう。
- (V)：電子的な法的コミュニケーションを利用する場合には、文書、契約書、写真、その他の証拠を含めた添付書面は電子的に提出しなければなりません。もっとも、提出された文書を印刷して紙媒体の形式で保管するか、電子的な形式で保管するかについては、裁判所によって異なります。なお、裁判所は、文書が電子的に提出された場合であっても、原本を参照する必要があると判断した場合は、紙媒体の原本を提出することを命じることになります。

質問15：電子的な法的コミュニケーションの導入により、法廷での口頭による判決言渡しが廃止される可能性があると思いますか。

- (N)：それはないと思います。判決の言渡しは、裁判所の判断を正式に公表することであり、その必要性は今後もなくならないでしょう。判決書の送達については、電子的に行われることになるでしょう。
- (V)：口頭での判決の言渡しを行うか否かということは、書面による判決内容

の当事者に対する合理的な伝達とは関係ありません。法廷での口頭による言渡しは、裁判の公開および口頭主義の遵守を目的としたものだからです。

2. 回答に関するコメント

論者の拙いドイツ語のため、十分に質問のニュアンスが伝わっていないのではないと思われる点もないではないが、二人の労働裁判所裁判官の回答から、ドイツにおける民事訴訟手続のデジタル化の現状と課題について考察してみたい。

質問1との関係では、デジタル化、わけても電子的な法的コミュニケーションを利用することのメリットとしては、事務処理作業の迅速化や送達・送付費用の削減が挙げられている。このこととの関係では、裁判の迅速および訴訟経済・廉価という裁判制度の理想に即したメリットを享受できることが期待されているといえよう⁽⁴⁵⁾。もっとも、日本におけるように訴訟手続の利用者の利便性の向上ということはあまり強く意識されていないのではないかとも思われる。むしろ、後述するところからは、デジタル化されない手続の方が、なおドイツ国民にとっては利用しやすい手続であると考えられているのではないかと考えてしまうところである。

質問2との関係では、電子的な法的コミュニケーションの導入の程度に差があるためか、若干異なる回答内容となっている。将来的には、電子的な法的コミュニケーションの導入が裁判所の事務処理に関する負担を軽減することになるという点では一致しているものと思われる。しかしながら、現状において

(45) このアンケートを行う前に、ハンブルク区裁判所の Birte Jäger 判事と非公式に面会した際に、電子的な法的コミュニケーションの導入に対して感想を求めたことがあった。判事は苦笑いをしながら、現在、紙媒体の書面に手書きで書き込みをしながら執務を行っているため、電子文書の利用については、積極的に歓迎しているわけではないと話された。もっとも、それと同時に、電子文書を利用すると、毎日トラックで裁判所に運ばれてくる紙媒体の文書の山を処分しなくてもよいことになるため、環境保護の面では重要な意味があるとも付け加えられた。

は、電子的な法的コミュニケーションの導入は完全な義務ではなく、紙媒体での書面の利用も併用されていることから、紙媒体の文書を電子化する作業をしなければならない分だけ負担が増加しているようである。日本でも e 提出について例外を許容する場合には、場合によっては事務処理のコストが増加する可能性を計算に入れておく必要があるだろう。

質問 3 との関係では、電子的な法的コミュニケーションの導入は、形式的には、少額訴訟手続にも適用されうるとのことである。もっとも、現実には、弁護士による代理が行われていない訴訟においては、利用されないであろうとの意見も述べられている。日本では、全面的な IT 化が行われるに至った場合に、本人訴訟にどのように対応していくべきかが論じられているが、ドイツでは、とりあえず弁護士による代理が行われている訴訟事件を対象とし、本人訴訟は例外とする余地を残しているのではないかとの印象を受けた。もっとも、今後、手続の全面的なデジタル化が視野に入ってきたときに、なお、そうした余地を残すのかは興味深いところである。

質問 4 との関係では、電子的な法的コミュニケーションの運用は、各裁判所におかれたサーバーを通して行われるシステムになっていることがわかる。ところで、2019年10月にベルリン高等裁判所でサーバーがダウンし、電子的な法的コミュニケーションがその後数か月にわたり利用できなくなるという事件が起こった⁽⁴⁶⁾。調査によると、経済スパイ目的で作成されたコンピューターウイルスに USB メモリーを通じて感染したようであるが、各裁判所におけるセキュリティ⁽⁴⁷⁾の確立が緊急かつ重要な問題となろう。

質問 5 に関して、電子的な法的コミュニケーションおよび事件管理のための

(46) たとえば、Schadsoftware legt Berliner Kammergericht lahm (faz.net) (2020年12月15日現在) など参照。

(47) 日本におけるこの問題を論じたものとして、湯浅壘道「民事訴訟の IT 化を実現するシステムとセキュリティ」ジュリ1552号70-75頁、三木浩一「コンピューター関連技術と民事裁判」三木浩一＝山本和彦＝松下淳一＝村田渉編『民事裁判の法律実践』（弘文堂、2020年）5-6 頁など参照。

ソフトウェアに関しては、両者を分けて考えている。前者については beA という統一的なシステムが確立されている。そして、それが、行政とも共通する形式であるという点は興味深い。これに対して、後者については、民事訴訟手続のデジタル化が積極的に義務付けられているわけではない現段階では、実験的な意味もあるのか、統一されてはいないようである。それでも、現在州レベルで3種類のものに取れんしつつあるというのは、連邦制国家であるゆえんであると思われる。

質問6に関しては、現段階が2022年1月1日の完全な切替えに向けた移行期間であることが述べられている。裁判所および弁護士事務所における電子的な法的コミュニケーションのための設備の整備や利用の訓練に関する負担を考慮すれば、ある程度の移行期間を設定することが合理的である。ただし、移行期間におけるデジタルとアナログの併存がもたらすコストの増大が問題であり、この点については、日本にとっても参考にすることができるであろう。

質問7については、質問3と一部重複しているが、本人訴訟においても今後電子的な法的コミュニケーションが義務付けられることになるかということを探ねたものである。回答はいずれも現状を前提として、義務付けられていないとするものであるが、義務付けは今後も難しいのではないかの認識が示されていることから、本人訴訟の多いわが国での導入に際しては、当事者の補助を行うための対策を取る必要があると思われる。

質問8については、電子的な提出が義務化された後も、旧来の紙媒体の書面を利用して提出する行為の効果を尋ねたものであるが、無効であるとはするものの、そうした提出に対する制裁については消極的であることがうかがわれる。現在、電子文書に電子署名を付する方法について、利用者である弁護士に若干の混乱があるようだが、誤った形式で電子署名が付されたもの⁽⁴⁸⁾の取扱いについては緩やかな対応がなされているようである⁽⁴⁹⁾。デジタル機器の利用に

(48) たとえば、適格電子署名という方式の署名を利用しなければならないところ、紙に手書きした署名をスキャナーで読み込み PDF 形式の文書ファイルに変換してそれを添付ファイルとして送るというケースがあるようである。Vgl. beA Newsletter 2019/6/21.

習熟するにはある程度の期間も必要であり、その意味では、一定期間こうした対応をすることも必要となるであろう。

質問9については、電子的な法的コミュニケーションを円滑に行うために、そこで用いられる電子文書には一定の形式が要求されるようになり、それにより書面に基づく弁論に影響を与える可能性があることが示唆されている。日本においても、たとえば、訴状等の書面については、民事訴訟規則で記載事項について詳細な定めがなされている（訴状につき規則53条、準備書面につき規則79条、答弁書につき規則80条参照）ところ、これが電子化されることでどのような変容を受けることになるか、その可能性を検討しておくことが重要であろう⁽⁵⁰⁾。

質問10については、本来本人訴訟が可能な領域で、電子的な法的コミュニケーションを利用するため、あえて弁護士に委任するケースが増加する可能性があるかを問うたものである。これについては、消極的な回答がなされている。これは、電子的な法的コミュニケーションがあくまでも弁護士代理事件における裁判所と弁護士とのやり取りを対象としたもので、すべての利用者にとって訴訟を利用しやすいものにするということまでは強く意図されていないということを反映しているからではないかと推測される。

質問11に関しては、電子的な法的コミュニケーションにより文書の提出・交換の効率化が図られ、提出のための期間が短縮されるのではないかと、デジタル化に対する希望的観測を込めて尋ねたものであるが、これについても消極的な回答がなされた。このことから、デジタル化による手続の効率化ということは、運用に携わる裁判所および弁護士の手続追行に対する姿勢に対して直ちに影響を与えるとまではいえないとの印象があるようである。期間の遵守に関する職業倫理のあり方については、法曹の業務の実情ともかかわるところが

(49) 連邦通常裁判所は送達の有効性に関する瑕疵の治癒を広く認めている。たとえば、Vgl. BGH, Beschl. v. 13.10.2016 – V ZB 174/15; für eine Klage nach § 43 WEG; BGH, Urt. v. 20.4.2018 – V ZR 202/16.

(50) 二本松利忠「民事裁判手続のIT化と口頭主義」金法2116号1頁参照。

あり、制度が改革されたからといって簡単に実務の状況が変わるわけではないとの印象を受けた。

質問12については、期日外釈明を電子的な法的コミュニケーションによって行う可能性をたずねたものである。これについては、肯定的な回答が示された。期日外釈明という方法が釈明権行使の効率的なあり方として認められてきたことを鑑みれば、デジタル化に馴染むものであることは想像するに難くないのであり、ある意味当然の回答であったといえよう。

質問13については、法廷における電子文書の閲覧方法について尋ねたものであるが、法廷に大型スクリーンが設置され、当事者および訴訟代理人弁護士、そして裁判所が自らのパソコンをそれに接続して、資料の共有を行いつつ閲覧するようである。法廷でパソコンを利用することは、現在の日本でも行われているが、裁判の公開という点を鑑みれば、傍聴席からも観覧できる大型スクリーンの設置は有用であると思われる。

質問14については、将来的に証拠をデジタル化して提出する可能性を尋ねたものである。これについても肯定的な回答がなされており、電子的な法的コミュニケーションの活用を積極的に広げていくという姿勢がうかがわれる。もっとも、文書証拠との関係では、作成者名義の確認のために紙媒体の原本を確認する必要性に言及されている。この点からは、社会における文書証拠となりうるものの一般的な電子化はそれほど進展していない、あるいは、今後も著しく進展するものではないという認識がうかがわれるところである。

質問15については、電子的な法的コミュニケーションの導入により、法廷での口頭による判決言渡しは不要になるのではないかと尋ねたものである。日本の民事訴訟においては、判決の言渡り期日に出席する当事者が少ないとされていることなどに鑑み、現在の送達よりも迅速な電子的送達が採用されれば、さらに、当事者が口頭での言渡しを聴く必要性は減少するのではないかと趣旨で質問したつもりである。これについては、送達そのものが電子化されても、法廷における口頭での判決の言渡しの必要性はなくなるものではないとの回答がなされている。手続をデジタル化することでその効率性を高めると

しても、それによって民事訴訟の基本原則を変容させるものではないとのことである。デジタル化により書面主義の比重が高まるといった回答を期待していたが、むしろ口頭主義の堅持が示された。

以上のアンケートに対する回答からは、ドイツにおける民事訴訟手続のデジタル化は、将来の対象範囲の拡大の可能性は留保しつつも、まずは、通常民事訴訟事件の大半を占める弁護士に代理された事件について弁護士と裁判所の法的なコミュニケーションを中心に、そして、各州の実情に合わせて進められており⁽⁵¹⁾、堅実なやり方であると思われる。もっとも、効率化は進めつつも、民事訴訟における基本原則については原則として変わるものではないとの考えを持っているようである。民事訴訟の基本原則は時代を経て形成されてきたものであり、また、制度の根底にある法文化の相違を超えた普遍的な価値観という側面もあり、デジタル化によっても大きな影響を及ぼすものではないのかもしれない。そうした文脈では、民事訴訟手続のデジタル化を検討するに際し、それに合わせて基本原則が変容するののかというベクトルで考えるのではなく、基本原則に含まれる普遍的な価値観を損なうことなくデジタル化を推進するためにはどのような方法でのデジタル化を行うべきかというスタンスを取るべきではないかと思われる。

四 むすびに代えて

ドイツと日本とでは、わが国がドイツ民事訴訟法を母法としたことから、民事訴訟手続の構造は似ているところが多いものの、特に、ドイツが連邦制国家であること、通常裁判所と労働裁判所等の別系統の裁判所とでは手続に異なる点のあること、通常裁判所では弁護士強制主義を採用していることなどの関係で制度の運用に違いもある。その意味では、今後日本でドイツ法に倣った立法をすることは難しいかもしれない。しかしながら、民事訴訟手続のデジタル化を導入した当初起り得る問題を予測してそれに対処したり、また、将来的

(51) Vgl. Preuß, ZJP 129, 442, Rosenberg/ Schwab/ Gottwald, ZPR 18 Auf. S.123.

な制度の改善を考えたりする上で、ドイツの経験に学ぶことが多いものと思われる。

以上、

付記：坂本恵三先生の御退職に際しまして、私が本学に奉職して以来、特に法科大学院での教育や学外の研究会において賜りました御指導・御厚恩に改めて深謝致します。それにもかかわらず、斯様な駄文しか献呈できないことにつきまして、御海容を賜りたいと願う次第であります。

—しみず ひろし・東洋大学法学部教授—